

平成27年第5回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第175号	宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	11月26日

審査の状況

① 平成27年11月17日（議案審査）

・出席委員 ◎伊藤 順一 ○たぶち 静子 伊福 義治 大島 淡紅子
 たけした 正彦 中野 正 細川 知子 みとみ 稔之

② 平成27年11月26日（議案審査）

・出席委員 ◎伊藤 順一 ○たぶち 静子 伊福 義治 大島 淡紅子
 たけした 正彦 中野 正 細川 知子 みとみ 稔之

③ 平成27年12月15日（委員会報告書協議）

・出席委員 ◎伊藤 順一 ○たぶち 静子 伊福 義治 大島 淡紅子
 たけした 正彦 中野 正 細川 知子 みとみ 稔之

（◎は委員長、○は副委員長）

平成27年第5回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第175号 宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律、いわゆる被用者年金一元化法が平成24年8月22日に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、消防団員などに対する条例に基づく年金としての損害補償及び休業補償と、他の法律による年金としての給付との併給調整に関する規定について、所要の整備を行うもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 これまでにこの条例改正部分の内容で、損害補償の給付を行った事例はあるか。

答1 昭和52年以降、消防団員については4件、民間協力者については3件この条例に関する給付はあったが、今回改正する「年金たる補償」に関しての公務災害は発生していない。

問2 消防団員は、会社員や自営業者であり、消防年金とは別である。また無年金の人などもいると思うが、その場合はこの補償の対象にはならないのか。

答2 この公務災害補償の対象は消防団員と民間協力者として対応した際に負傷した場合であり、この条例によりすべて網羅できている。

問3 この年金の掛金は年額いくらになるのか。

答3 消防団員等公務災害補償等共済基金と昭和32年から契約を結んでおり、団員は条例定数200人で1人当たり1,900円。民間協力者については、市の人口×2円、また、水防関係の公務災害に対して、人口×1.5円となっており、平成26年は1,169,950円であった。

問4 過去に7件の公務災害があったとのことであるが、今後どのような場合にこの条例が適用されると想定しているか。

答4 過去に発生した7件については、火災現場と火災を想定した訓練において公務災害が発生したもの。当然、水防関係や訓練も含め公務災害はすべて対象となる。消防団員については、公務に関してはすべて、民間協力者は災害が広範にわたる場合など、消防隊員から協力を求めた場合が対象となる。

自由討議 なし

討 論	なし
審 査 結 果	可決 (全員一致)